

高松矯正管区のしおり





高松矯正管区

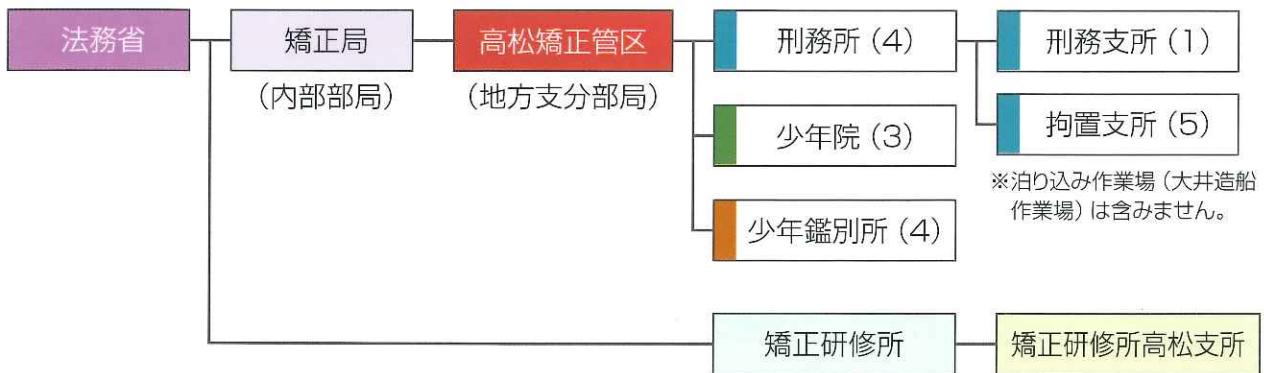
矯正管区は、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の適切な運営管理を図るため、高等裁判所、高等検察庁に対応して、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡及び高松の全国8か所に設置される法務省の機関です。

このうち、高松矯正管区は、四国地区4県に所在する刑務所4施設、少年院3施設、少年鑑別所4施設、刑務支所1施設、拘置支所5施設及び泊り込み作業場（大井造船作業場）1施設の合計18の施設を管轄し、これらの施設の運営全般にわたって指導監督することを主な業務としています。

このほか、矯正研修所高松支所が設置され、職員に対する様々な研修が行われています。



矯正の機構





刑事施設



刑事施設は、法律の定める手続に従って収容された受刑者・被告人等に、それぞれ、刑罰、未決勾留を執行するための施設です。

刑務所では、受刑者の刑の執行を通じて社会生活への適応、すなわち改善更生の実現を図るために、犯罪の責任を自覚させ、規則正しい生活態度や勤労習慣、社会生活の基礎となる学力を身に付けさせることを主眼とした矯正処遇を行っています。

拘置所には、主として勾留中の被疑者、被告人が収容され、正当な防御権の行使に支障を来すことなく公正な裁判を受けられるように配慮しています。

入所から出所まで





少年院

少年院は、家庭裁判所の審判により保護処分として少年院送致の決定を受けた少年等を収容し、矯正教育を実施する施設で、心身の状況、犯罪的傾向の進度によって、第1種少年院、第2種少年院、第3種少年院、第4種少年院に分かれています。

また、少年の持つ問題性の早期改善の可能性等を考慮し、短期間、特別短期間の処遇勧告に対応した教育課程を設けています。

少年院の教育は、明るい環境と自覚に訴え規律ある生活の下、一人一人の少年の特性や教育上の必要性に応じて作られた個人別矯正教育計画を基に生活指導・職業指導・教科指導を中心として行われています。

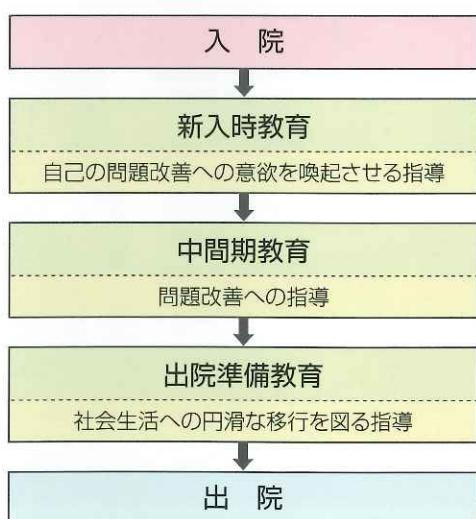


少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の依頼により、心理学や医学等の専門的知識や技術に基づき、対象者の非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その問題の改善に寄与するための適切な指針を示すこと(これを「鑑別」と言います)、②家庭裁判所から観護措置の決定を受けて収容した者等を適切に観護すること、③法務少年支援センターとして、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援を行うことを役割としています。



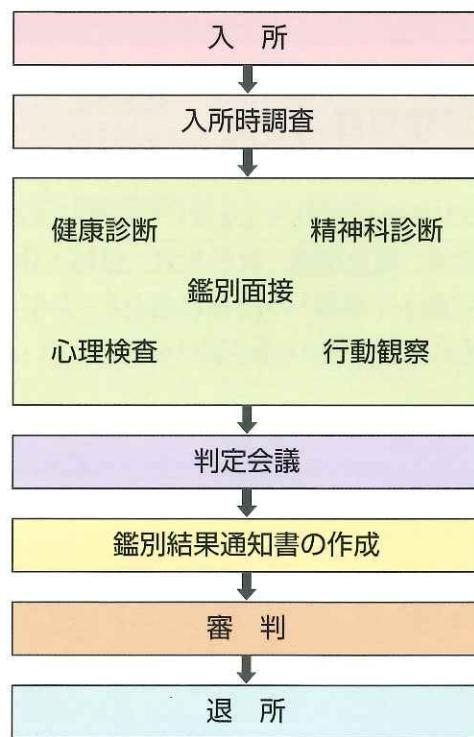
教育の流れ



矯正教育の内容

- 生活指導（特定生活指導、進路指導等）
- 職業指導（職業生活設計指導、職業能力開発指導等）
- 教科指導（義務教育指導、補修教育指導等）
- 体育指導
- 特別活動指導（クラブ活動、行事等）

鑑別の流れ



矯正施設ではどのような職員が働いているのか。

●刑務官

刑務所で勤務する刑務官は、施設の保安警備の任に当たるとともに、受刑者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うことで改善更生と社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。また、拘置所で勤務する刑務官は、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、逃走や証拠の隠滅を防止する等のために施設の保安警備の任に当たるとともに、公平な裁判が受けられるよう配慮しています。

なお、刑務官には、看守、看守部長、副看守長、看守長、矯正副長、矯正長、矯正監の7階級があり、役職等に応じた階級を命じられます。



●法務教官

少年院に勤務する法務教官は、家庭裁判所から少年院送致の決定を受けた少年に主として生活指導、職業補導、教科教育、保健・体育、特別活動（行事等）の指導に当たり、少年の改善更生に向けた様々な働き掛けを実施しています。



一方、少年鑑別所に勤務する法務教官は、少年鑑別所に収容された少年の健康管理を含めた生活全般の指導・措置を行います。日常の生活指導や情操を豊かにするための働き掛けを通して、少年の健全育成を図る役目も担っています。

●法務技官（心理）

少年鑑別所に勤務する法務技官は、家庭裁判所から審判のために少年鑑別所に送致された少年に、心理テストや面接などを通してその能力や性格、非行の背景にある問題点を明らかにし、結果は鑑別結果通知書としてレポートにまとめ、家庭裁判所へ提出し審判に役立てられます。

また、少年院に送致された少年の処遇効果の検証や処遇方針を提示したり、一般の方から子どもの問題行動やその対応について相談に応じたりしています。

刑務所等では、受刑者の能力（作業への適性）や性格を調査し、処遇を決定する際の情報提供を行う役割を担っているほか、受刑者の心情の把握や安定のための面接を図ったり、改善指導に関わったりしています。



●作業専門官

刑務所等で受刑者が実施する作業の受注や製品の開発、受刑者に対する技術や職業訓練の指導、作業安全衛生管理や公害防止の指導等を行っています。

矯正施設では
どのような職員が働いているのか。

●医 師

収容されている人たちの病気の予防と治療を行っています。健康管理は出所後の健全な社会復帰の基盤となります。

また、医療スタッフとして看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等も勤務しています。

●管理栄養士

収容されている人たちの食事の献立を作成して栄養管理を行っているほか、炊事に従事する受刑者等に対する衛生指導を通して食中毒の予防に対する啓発も行っています。

●社会福祉士

出所後の生活を見据えて、出所前に福祉に関する相談（心身に障がいがある、日常生活を営むことに支障がある等）を行い、助言、指導等の援助を行っています。

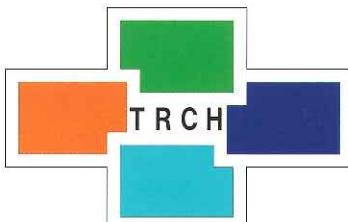
●就労支援スタッフ

出所後の就労を志望する人に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所との連絡調整、雇用主との連絡調整など就労支援関連業務を行っています。

現場の声

私たちの職場は、人間が人間を相手に仕事をするところです。毎日、書類を相手にデスクワークだけをしているではありません。そのため、ここで働く職員は強い使命感を持ち、不幸にも罪を犯した人々に、ときには厳しく、ときには温かく接しながら彼らが改善更生して社会の一員として新しい生活に復帰できるよう、情熱と希望を持って日々全力で職務にまい進しています。

高松矯正管区ロゴマーク



四つの四角形は四国各県の特産品や特徴をイメージしており、香川は小豆島特産のオリーブの「オリーブ色」、徳島は阿波藍染の「藍色」、愛媛は柑橘類の名産地として「オレンジ色」、高知は雄大な太平洋に面した土佐湾の「水色」をそれぞれ表現し、中央の「TRCH(高松矯正管区(Takamatsu Regional Correction Headquarters))」が糸を繋いでいる。

法務省 高松矯正管区

Ministry Of Justice / Takamatsu Regional Correction Headquarters

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

電話 代表 087-822-4455

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

法務省

検索

